

児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

公表:令和3年3月22日

数字は%

事業所名 児発支せ しいのみ学園

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	100			基準を満たしていますが今後も改修等に努めていきます。
	2	職員の配置数は適切である	100		法定数以上の職員配置	法定の職員数を上回って配置しており今後も継続していきます。
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	85	15		扉の開閉や段差の解消等について今後検討していきます。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	90	10		今後も老朽化に伴う改修等に努めていきます。
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	90	10	年3回、園長との個別面談を行っています。	年間3回程度の個別面談（自己目標評価）を継続します。
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	100			今後も、公表を行い改善に活用していきます。
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	100			今後も、公表を継続していきます。
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		100		現時点では実施の予定はありません。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	100		園内外の研修を十分に行っています。	
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	100		園独自の発達スケールを活用しています。	
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	100		園独自の発達スケールを活用しています。	今後も必要に応じて標準化されたツールも活用していきます。
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	100			児童発達支援ガイドラインに関する共通理解をさらに深めていきます。
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	100			支援の実際に関する定例的な打ち合わせを継続していきます。
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	90	10	児童発達支援管理責任者が中心となって立案し全員で共有しています。	
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	100		年間の計画に沿って支援を行っています。	
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	100		児発管を中心にクラス担任らと作成しています。	
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	100			パート職員を含め可能な限り事前に細やかなミーティングを継続します。
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	90	10		可能な限り事後の状況共有を行うとともにケース会等を継続します。
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	100		日々の活動記録を各個人ごとに作成し支援につなげています。	
20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	100		年に3回の個別面談を行っています。	今後も保護者との個人面談やクラス懇談等を使って支援に繋げていきます。	

関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	100		児発管が対応しています。	
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	100		主として児発管、園長が対応しています。	
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	*	*		
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	*	*		
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚園部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	100		主として児発管、園長が対応しています。	
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	100		就学前の引き継ぎと共に就学後に各学校に伺って状況を確認しています。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	100		必要に応じて行っています。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	90	10	コロナ感染症防止のため幼稚園との交流はできていません。	可能な限り交流の場を設定します。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	100		園長が参加しています。	結果報告をさらに充実していきます。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	100			今後も日々の連絡帳や個別連絡、個人面談等の機会を通して共通理解に努めていきます。
保護者への説明責任等	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	100			今後も食事や排泄等の日常生活動作に関する研修会や家庭での支援、介助に関する相談を実施していきます。
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	100		入園説明会等で説明。個別の問い合わせ等にも丁寧に対応しています。	
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	100			保護者との個別面談会を中心に、「支援計画書」をもとに十分な懇話を重ねて説明と同意を得ています。
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	100			細やかな対応ができるようさらに工夫します。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	100		コロナのため制約があったが可能な限りの対応をしました。	
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	100		常時、相談できる状況を設定しています。	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	100		毎月1回の通信発行と共にHPのアップを行っています。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	100			今後も、十分注意を払ってまいります。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	100		ビデオ配信やオンライン等の方法を含めて対応しています。	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	95	5	新型コロナウイルス感染症防止のため地域との交流は十分にはできていません。	地域への発信は行っていきすが招待等は行いません。
41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	100			マニュアル作成及び訓練を今後も継続して行っていきます。	

非常時等の対応	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	100		定期的な訓練を実施しています。	
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	100			年度、各家庭から情報をいただいております。今後も継続していきます。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	100		入園時に詳細な情報を把握するとともに毎年、必要な事項の共通理解を図っています。	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	85	15	事案が起きた場合、文書として残しています。	パート職員を含めた共有化の工夫をします。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	100			毎月、研修を行っています。次年度は委員会を正式に発足させてさらに充実させていきます。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	100		年度当初に保護者の方々に説明しています。	必要事例がある場合に支援計画への記載を行います。